

三郷市立八木郷小学校
いじめの防止等のための基本的な方針

三郷市立八木郷小学校

目次

1	はじめに	2
2	いじめに対する基本的な認識	2
	(1) いじめの定義	2
	(2) いじめの理解	2
3	いじめの防止等のために本校が実施する施策	3
	(1) 学校いじめ防止等基本方針の策定	3
	(2) 本校におけるいじめ防止等の対策のための組織	3
	(3) いじめに向かわない態度・能力の育成	4
	(4) いじめへの対処	6
	①いじめの早期発見	6
	②いじめが認知されたときの対処	6
4	重大事態への対処	8
	(1) 重大事態とは	8
	(2) 報告・調査	8
5	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	9
	資料	10

1 はじめに

平成25年6月28日にいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が公布され、以降、文部科学大臣、埼玉県ならびに三郷市により、「いじめの防止等のための基本的な方針」がそれぞれ策定された。

本校においては、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」こと、また、「いじめは人として決して許されない人権侵害であること」を常に意識し、さまざまな施策を行うことで、いじめの早期発見、解消に努めてきた。

「三郷市立八木郷小学校いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「学校基本方針」という。）は、これらの対策をより実効的なものとし、児童の尊厳を守るため、学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に努めるよう、法第12条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

2 いじめに対する基本的な認識

（1）いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）

いじめの主な例として、以下のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し本文句、いやなことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視
- 軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩かれる、蹴られる
- 金品をたかられる、金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われ、早期に警察への相談が必要なものがある。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

（2）いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行

われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

いじめの加害・被害と言う二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

3 いじめの防止等のために本校が実施する施策

（１）学校いじめ防止等基本方針の策定

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。（法第１３条）

本校は、法の趣旨を踏まえ、国、県、及び市の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

八木郷小学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、八木郷小学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というＰＤＣＡサイクルを盛り込む。

（２）本校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（法第２２条）

本校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的かつ組織的に行うための中核となる組織、八木郷小学校いじめ防止対策推進委員会（以下「推進委員会」という）を設置する。

この推進委員会は学校基本方針に基づき、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとする。また、いじめの未然防止・早期発見・事案対処の実行化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるような柔軟な組織とする。

この推進委員会の構成員には、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主

任、教育相談主任、養護教諭を充てる。さらに、個々の事案により、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などの外部専門家等の協力を得ながら対処し、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

推進委員会は、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時には、緊急開催する。

推進委員会は、次に掲げる役割を担う。

【未然防止】

ア いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

イ いじめの相談・通報の窓口となる。

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童の人間関係に関する悩みを含む）があったときには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

オ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校基本方針に基づく各種取り組み】

カ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

キ 学校基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む）

（3）いじめに向かわない態度・能力の育成

① 生徒指導・教育相談体制の確立

教職員一人一人が、いじめの問題の重大性を認識し、「いじめを決して許さない」という共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていく生徒指導・教育相談体制を整備・充実し、いじめの防止等に努める。

ア 児童や保護者が相談できるようにするため、次のことに取り組み相談体制を整備する。

- ・ いじめ相談窓口（教頭及び学年主任を中心に）を教育相談日（毎週金曜日）と併設する。
- ・ 第1、第2、第3教育相談室との連携を図る。
- ・ 「きらきら心のチェックアンケート」を毎月1回実施し、いじめ等の把握を行うとともに必要に応じて教育相談を実施する。

② 教職員の姿勢と学級経営の充実

教職員自身が、児童から信頼されるよう、豊かな人間性を高めるなど、絶えず自己

研鑽しながら学級経営を進めていく。好ましい人間関係が保たれた学級集団にいじめは発生しにくいことから、児童一人一人が学級に自分の居場所を感じるなど、存在感や連帯感を実感できる学級にする。

ア 児童理解に関する研修会やいじめ防止のための事例研修を通して、教職員の指導力向上を図るとともに、児童同士・児童と担任との絆を深める学年・学級経営を充実させる。

イ 特別活動（学級活動（１））を充実し、望ましい集団活動を通して自主的・実践的な態度を培い、児童の望ましい人間関係や信頼関係を築く活動を重視する。

ウ 学級会など話し合い活動を通して、主体的・対話的で深い学びを経験させ、違いや多様性を超えて合意形成を図ることで、互いを尊重する態度を養う。

③ 児童一人一人を生かす教育活動と効果的な学習活動

学校生活の大半を占める授業時間を、学ぶ楽しさが味わえる充実した時間にする。ことで意欲を持ちながら前向きに学校生活を送ることができるようにする。そのために、児童が生き生きと活動できるよう指導を工夫するとともに、児童一人一人が他者への思いやりの心を持ち、人権尊重の態度を身につけるなど、道徳性を高めていく活動の充実を図る。

ア 人間力を高める道徳教育の充実

- ・ 八木郷スタンダード（道徳の授業の流れ）を着実に実施し、全学級が質の高い「考え、議論する道徳」の充実を図る。
- ・ 道徳の授業では、児童の心が揺さぶられる教材や資料を活用し、「個性の伸長」
「公正・公平、公德心」「生命尊重」「思いやり」「規範意識」等について考えさせ、自分自身の生活や行動を省みる機会とし、心を耕す。
- ・ 道徳資料「彩の国の道徳」や「私たちの道徳」を児童の実態に応じ活用する。
- ・ 教育活動全体で「いじめを許さない」「いじめをしない」「いじめを見過ごさない」という気持ちを育てる。
- ・ 学校公開日に全学級が道徳授業を公開する。

イ 意識の啓発

- ・ 児童会の「いじめ撲滅宣言」を受け、各学級での宣言、各個人の宣言に取り組む。
- ・ 人権標語、人権作文等の取組により、人権意識の高揚を図る。

④ 学校と家庭、地域との連携

いじめの問題は、単に児童や学校、家庭だけの問題ではなく、全ての大人たちの問題として取り組むことが重要であることから、常に開かれた学校づくりに取り組み、家庭、地域と相互に協力できる体制をつくる。

⑤ 児童生徒の自浄能力の育成

児童自身に「自浄能力」を身につけさせることは、いじめ防止等のために最も重要であることから、児童の自主的、主体的な活動の充実を図り、自分たちの学校に誇りを持ち「自分たちの学校ではいじめは絶対に許さない」という機運を高めていく。

ア 児童会を中心に、１１月をいじめ撲滅運動強調月間として「いじめ撲滅宣言」や「いじめ撲滅標語」に取り組む。

（４）いじめへの対処

①いじめの早期発見

ア けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

イ いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確にかかわりを持ち、いじめを積極的に認知する。

ウ いじめの早期発見を徹底する観点から、チェックリスト等を作成・共有し、全教職員で実施する。

エ いじめの早期発見のためのアンケート調査を定期的を実施する。

オ アンケートに加えて、担任や他の教員による個人面談を行う。

カ 日頃から児童への声かけを行い、相談しやすい環境をつくる。

キ 日常的なコミュニケーションの充実

- ・ あいさつ運動を通して、児童との人間関係を深めるとともに一人一人の観察を行い児童のささいな変化を見逃さない。
- ・ 担任は、授業はもちろん休み時間や給食時等の会話を大切にする。また、日記等を活用し、児童の変化の把握に努める。
- ・ 児童の情報は小さなことも管理職に報告するとともに、生徒指導委員会等を通して情報の共有化を図る。

②いじめが認知された時の対処

ア 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、推進委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげる。教員は、些細な兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人的に判断せずに、直ちに全て推進委員会に報告・相談する。また、各教職員は、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

イ 推進委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通すとともに加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

ウ いじめが認知された場合には、三郷市教育委員会に報告する。

エ いじめを受けた児童に対しては状況や心情を聴取し、児童の状況に合わせた継続

的な心身のケアを行う。

オ いじめを行った児童に対しては、状況や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状況に応じた継続的な指導及び支援を行う。

カ 周りではやし立てる児童に対しては、このような行為は、いじめていることと同じであることを理解させる。また、相手の立場に立って考えさせ、いじめを受けた者の気持ちに気付かせる。

キ 見て見ぬふりをする児童に対しては、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせ、いじめは他人事ではなく、いじめを知った場合は、いじめがあるということを教職員に知らせる態度を養う。

ク 学級等全体への対処

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解決に努める。

- ・話し合いなどを通して、いじめについて考えさせる。
- ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・自らの意志によって行動がとれるように指導する。
- ・いじめは許さないという、断固たる教職員の姿勢を示す。

ケ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、吉川警察署と連携して対処する。特に、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに吉川警察署に通報し、援助を要請する。併せて、三郷市教育委員会に報告する。

コ いじめの解消

少なくとも次の二つの要件が満たされている場合、いじめが解消されている状態であると認める。

◇少なくとも3カ月の期間、いじめに係る行為が止んでいること

いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この期間にかかわらずより長期の期間を設定するものとする。相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定し状況を注視する。

◇被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。推進委員会は、そのための支援を継続するために、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。（法28条）

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童や保護者からあったときは、速やかに教育委員会に報告し、調査等に当たる。

(2) 報告・調査

① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、三郷市教育委員会を通じて三郷市長へ、事態発生について報告する。

② 調査の趣旨及び調査主体について

重大事態が発生した場合には、直ちに三郷市教育委員会に報告し、三郷市教育委員会からの指導、支援を受け、調査を行う。

③ 調査を行うための組織について

事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、組織を設ける。この組織の構成については、当該調査の公平性・中立性を確保する。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

⑤ 自殺の背景調査における留意事項

亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

⑥ その他留意事項

重大事態が発生した場合、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

⑦ 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適切に説明する。

イ 調査結果の報告

調査結果は市長に報告する。

5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、推進委員会において、八木郷小学校基本方針について学校評価を用いて検証し、八木郷小学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

<資料>年間計画等

1 各学年の生徒指導に関する目標

- | | |
|-----------------|----------------------|
| 1年：なかよくする子 | 4年：助け合い高め合える子 |
| 2年：ともだちとなかよくする子 | 5年：認め合い励まし合って共に伸びる子 |
| 3年：助け合える子 | 6年：認め合い励まし合って共に高め合う子 |

2 年間計画

	いじめ防止の取組み	対策会議等
4月	・「いじめ防止等基本方針」について（職員会議） ・学年、学級開きで「いじめのない集団づくり」の指導 ・通学班編制会議で異年齢集団での関わりについて指導 ・教育相談による保護者との連携、情報収集 ・懇談会で基本方針について説明 ・各学年の校外活動実施に向け①集団活動の意義②仲間との協力や思いやりの心等の指導 ・いじめに関するアンケート実施①	・生徒指導委員会 ・教育相談部会 ・児童理解職員会議 ・PTA理事会 ・ふれあい推進会議
5月	・児童縦割り集団活動「なかよしタイム」実施 ・教育相談による保護者との連携 ・人権作文の取組 ・宿泊学習の実施に向け①集団活動の意義②仲間との協力や思いやりの心等の指導 ・いじめに関するアンケート実施②	・生徒指導委員会 ・教育相談部会 ・PTA理事会 ・学校運営協議会
6月	・個人面談を通じた「いじめ防止」に関する保護者との連携・情報収集 ・教育相談による保護者との連携、情報収集 ・親子除草の実施 ・いじめに関するアンケート実施③	・生徒指導委員会 ・教育相談部会 ・民生委員との懇話会
7月	・懇談会で保護者との連携、情報収集 ・いじめに関するアンケート実施④ ・「いじめ防止等基本方針」の1学期評価と改善検討	・生徒指導委員会 ・教育相談部会 ・PTA理事会
8月	・校内研修（①人権教育研修 ②いじめ防止に向けた指導の共通理解） ※県通知・パンフレット等の積極的な活用を図る	・校内研修

9月	・教育相談による保護者との連携、情報収集 ・学校公開で保護者へ「親の学習」の実施、地域の方や保護者との連携強化 ・いじめに関するアンケート実施⑤	・生徒指導委員会 ・教育相談部会 ・PTA理事会
10月	・教育相談による保護者との連携、情報収集 ・修学旅行の実施に向け①集団活動の意義②仲間との協力や思いやりの心等の指導 ・親子除草の実施 ・いじめに関するアンケートの実施⑥	・生徒指導委員会 ・教育相談部会 ・学校運営協議会
11月	・懇談会を活用して地域の方や保護者との連携強化 ・就学時健康診断で就学児の保護者との連携、情報収集 ・教育相談による保護者との連携、情報収集 ・いじめに関するアンケートの実施⑦	・生徒指導委員会 ・教育相談部会 ・PTA理事会 ・民生委員との懇話会
12月	・教育相談による保護者との連携、情報収集 ・いじめに関するアンケートの実施⑧ ・「いじめ防止等基本方針」の2学期評価と改善検討	・生徒指導委員会 ・教育相談部会
1月	・教育に関する3つの達成目標（規律） ・教育相談による保護者との連携、情報収集 ・いじめに関するアンケートの実施⑨	・生徒指導委員会 ・教育相談部会 ・学校運営協議会
2月	・教育相談による保護者との連携 ・中学校入学説明会 ・授業参観懇談会による保護者との連携、情報収集 ・「いじめ防止等基本方針」年間評価 ・いじめに関するアンケートの実施⑩	・生徒指導委員会 ・教育相談部会 ・ふれあい推進会議 ・民生委員との懇話会
3月	・いじめに関するアンケートの実施⑪ ・今年度のいじめ防止等の取組に対する課題の明確化と次年度への取組の検討（推進委員会による）	・生徒指導委員会 ・教育相談部会 ・PTA理事会

※年間通じて

- ①わかる授業づくりと指導法の工夫・改善
- ②生徒指導委員会・教育相談部会の情報の全職員での共有
- ③全学年縦割り活動を通じた仲間意識の醸成
- ④委員会活動による児童の自治・自立の醸成
- ⑤道徳教育を中心とし、全教育活動を通じた「命の大切さ」の指導

令和8年度4月8日一部改訂